

ID: 3058

担当部署: 町民生活課

処分の概要	墓地等の施設の整備改善並びに使用の制限及び禁止の命令並びに許可の取消し		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第19条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】 法第19条の規定による。 第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月30日	最終変更年月日	年 月 日